

資金決済に関する法律に基づく「利用者の保護等に関する措置」について

資金決済に関する法律（以下、「法」という。）では、天神地下街駐車場プリペイドカードをお持ちのお客様から預かった資金の保全方法や不正利用された場合の対応方針について、お客様へ周知する事が定められております。（法第13条第3項）

1. 利用者資金の保全方法

○天神地下街駐車場プリペイドカードの所有者の保護のための制度として、法14条1項の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半分以上の額の保証金を法務局に供託しております(全額ではないことをご承知ください。)

○万が一の場合、天神地下街駐車場プリペイドカードの所有者は、法第31条1項の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

2. 無限取引により発生した損失の補償等の対応方針

当社が発行する天神地下街駐車場プリペイドカードの盗難、紛失または滅失などに関しまして、当社は一切の責を負いませんので、管理には十分にご注意ください。

福岡地下街開発株式会社